

昨年末に発行する予定の通信が都合で発行できずに申し訳ありませんでした。今回は 42・43 の合併号です。通常の役員会議事録 2 回分に加え、11 月開催の「しずおか市消費生活展」、6 月から 9 月まで開催した「消費生活専門相談員資格取得講座」の報告、また 1 月 28 日に設立された適格消費者団体を目指す「しずおか消費者ユニオン」など、盛りだくさんでお届けします。

2017 年度・第 2 回役員会議事録

日時：2017 年 11 月 28 日（月）10:00～11:15

会場：ユーコープしずおか県本部会議室

1. 報告承認事項

(1) 第 1 回役員会議事録の承認

2. 検討事項

(1) 静岡市消費生活展振り返り

(2) 県委託事業「消費生活専門相談員資格認定取得講座」の振り返り

(3) 2017 年度かつ計画進捗状況について

3. 報告・情報交換

(1) しずおか消費者ユニオン設立記念シンポジウムについて

2018 年 1 月 28 日（日）午後 13 時 30 分～16 時 30 分

静岡県経済産業会館大会議室

(2) 静岡県青年司法書士協会からの役員は佐野雄人幹事から小倉健彦幹事に交代

4. 次回役員会日程について 2017 年 1 月 29 日（月）10:00～



消費生活専門相談員資格認定受験対策講座について

静岡県委託事業として 6 月中旬から 9 月 2 日まで開催された受験対策講座は 35 名の受講者で、最終の資格試験合格者は 7 名。今年度の試験の傾向や運営の反省を下に次年度以降のカリキュラム編成や時間割の組み方など反映することにしました。

(合格者の感想より・・・)

「今回の合格はテキスト、講座、問題解説のおかげ以外の何物でもありません！」

「講師の先生方の講義はどれもわかりやすくすばらしいものでした。感謝」

「結局 1 ヶ月前からひたすら過去問と解説を繰り返し読みましたがまったく自信がなく、結果が届いて驚きました。」

2017年度・第3回役員会議事録

日時：2018年1月29日（月）10:00～11:30

会場：ユーコープしずおか県本部会議室

1. 報告承認事項

(1) 第2回役員会議事録の承認

2. 検討事項

(1) しずおか消費者ユニオン設立に関して

(2) 2018年度「消費生活専門相談員資格認定取得講座」の開催について

(3) 県内各地行政の消費者教育推進計画案への意見提出について

3. 報告・情報交換

(1) 消費生活相談事例検討会 2018年2月17日（土）

午後14時00分～16時00分 静岡県司法書士会館3F

(2) 映画「日本と再生」

4. 次回役員会日程について

2018年3月13日（火）10:00～12:00 静岡県司法書士会館

しずおか市消費生活展ブース出展

11月11日・12日に青葉緑地にてしずおか市消費生活展が開催されました。昨年同様の消費者問題クイズでしたが、280名の参加者に受けていただきました。5問のクイズに答えていただき、「契約」「クーリングオフ」「不審電話」など、現在起こっている消費者問題のさわりを市民の皆さんと共有する機会となりました。2日間でのべ11名がスタッフとして参加しました。スタッフも皆さん、お疲れ様でした。

特定非営利活動法人 しずおか消費者ユニオン 設立について

平成30年1月28日（日）午前、「特定非営利活動法人 しずおか消費者ユニオン」（以下「ユニオン」と略記）の設立総会が静岡県経済産業会館で開催されました。

書類提出後3ヶ月ほどの認証期間後にNPO法人に認証され、上の名前を使って、NPO法人として適格消費者団体を目指す活動を開始する予定です。

この団体は弁護士側からのアプローチによって消費生活相談員・司法書士などの有志約30名によって設立され、今後は静岡県内の消費者問題の解決や減少に向けて活動すると思われます。

今後の消費者ネットが団体として目指す方向性やユニオンへの関わり方については役員やネット会員の皆さんとで、じっくりと検討していきたいと思っております。

参考までに「ユニオン」の設立趣意書を添付しました。

【参考資料】特定非営利活動法人 しずおか消費者ユニオン 設立の趣旨

1968年に制定された「消費者保護基本法」に象徴されるように、従来、消費者とは、事業者に比べると力が弱く、国や地方自治体によって「保護」されるべき存在であると考えられてきました。その後、消費者は単に「保護」を受けるのではなく「自立」した存在でなければならず、そのための「支援」を行うのが国や地方公共団体の役割であると考えられるようになってきました。このことは、2004年に「消費者保護基本法」が改正される形で誕生した「消費者基本法」において、「消費者の利益の擁護及び増進」と並んで「消費者の権利の尊重及びその自立の支援」がその目的として掲げられていることに象徴的に現れています。現在の消費者法の立法や消費者政策は、消費者の「保護」と「自立（支援）」という理念をいわば「車の両輪」として推進されているということができるといえるでしょう。

しかしながら、理念が変わっても現実がすぐ変わるわけではありません。実際に私たちが暮らす社会では、数多くの消費者被害やトラブルが発生し続けています。私たちが暮らす静岡県でも、県民の皆さんが巻き込まれる消費者被害やトラブルは、やはり後を絶ちません。こうした被害やトラブルに巻き込まれた消費者を個別に救済するために力を尽くしていくことは、もちろん重要です。もっとも、さまざまな事情から被害の回復を断念して泣き寝入りする消費者も少なくありません。また、個別の被害やトラブルの救済を重ねるだけではなく被害やトラブルが発生する原因を究明し、それを除去しなければ、根本的な問題の解決にはつながりません。ただ、個別の消費者がそうした取組みをすることには限界があります。

このような状況を乗り越え、消費者被害を未然に防ぎ、そして、被害を受けた消費者が泣き寝入りをすることがないようにしっかりとサポートしていくためには、個別の消費者が叡智を結集し、力を合わせていかなければなりません。また、こうした役割を果たすためには、適格消費者団体や特定適格消費者団体が地域ごとに存在し、しっかりと活動していくことが必要です。そのことによって、地域で生じた消費者問題を、地域に住む消費者が自らの手で解決をすることが可能となります。

しかし、東海道に沿い、東西に約155km・南北に約118kmにわたり、同じ県内に新幹線の駅を6つも抱える約7777km²に及ぶ広大な土地の中に、約370万人が地域ごとに分かれて生活しているという物理的な壁を前に、消費者被害をなくそうという思いは同じでも、なかなか一つにまとまって結集することができませんでした。

「しずおか消費者ユニオン」は、そんな思いをもつ消費者が大きな壁を乗り越えてみんなの手を取り合いながら、静岡県に暮らす一人一人の消費者が幸せを心から感じるができる社会を一緒に創っていくことを目的として設立されたものです。そのために、まず、特定非営利活動法人（NPO法人）として法人格を取得し、地域に根ざした活動を続けて、将来的に適格消費者団体、さらに特定適格消費者団体の認定を受けることを目指します。

2018年1月28日

しずおか消費者ユニオン設立準備会
会長 宮下 修一